

軽自動車税について

◎納期限内に納めましょう

平成26年度軽自動車税の納期限（口座振替日）は、**6月2日（月）**です。

納税通知書に記載されている最寄りの金融機関等（全国の主なコンビニエンスストアでも納付できます）にて、納期限内に納めてください。なお、納期限を過ぎてしまうと、ゆうちょ銀行およびコンビニエンスストアでの取扱いができなくなってしまうので、ご注意ください。

また、口座振替で納付される方は、預金残高の確認をお願いします。

◎口座振替の方の車検用納税証明書の発送について

金融機関等の窓口で納付された方は、領収証書の右側に車検用納税証明書が付いていますので、車検を受ける場合はご利用ください。口座振替の方は、**6月上旬**に車検用納税証明書（領収書）を発送する予定です。

なお、口座振替の方で、車検用納税証明書（領収書）発送前に車検を受けられる場合は、**振替記帳済みの預貯金通帳をお持ちになり**、税務課または各支所地域課で、納税証明書を申請してください。

手数料は無料です。

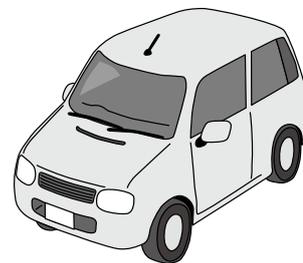
◎減免手続について

軽自動車税は、心身に障害のある方や、その方のために使用する軽自動車について、一定の要件を満たす場合、申請により減免制度があります（生活保護を受給している方が所有する原付バイク等も同様です）。なお、自動車税で既に減免を受けている場合は対象となりません。

納期限の1週間前の**5月26日（月）**までに、税務課または各支所地域課で申請してください。詳しくは税務課までお問い合わせください。

☆用意するもの

- ①減免申請書および調査書（税務課または各支所地域課にあります）
- ②印鑑（認め印）
- ③障害者手帳
- ④平成26年度軽自動車税納税通知書
- ⑤運転する方の運転免許証

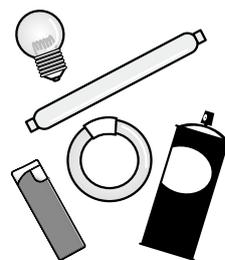


【問合せ】税務課（内線112・113）

笠間地区のごみの出し方が一部変更になります

6月から次の品目については「有害ごみ」となり、出し方が変更になりますので、ご協力をお願いします。

- ・**使い捨てライター**（使い切るかガス抜きをしてください）
- ・**スプレー缶およびカセットボンベ**（使い切って穴を開けてください）
- ・**蛍光灯および電球**
- ・**水銀体温計**



【出し方】透明の袋に入れて「**その他のびん**」の日に青いコンテナに入れて、各集積所に出してください。処理手数料は無料です。

※詳しくは、各家庭に配付された「ごみ処理ハンドブック（笠間地区）」をご覧ください。

【問合せ】環境保全課（内線126）・笠間支所地域課（内線72115）